

整理番号	2020P-181
------	-----------

2020 J K A 補事第1号

2020年4月1日

(福)大東福祉会

理事長 関根良一 殿

公益財団法人 J K A
会長 笹部 俊雄



2020年度競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業
に関する補助金交付決定通知

2019年8月25日付け本部発第15号をもって補助交付要望のありました事業に対する補助金交付につきましては、別紙のとおり交付決定しましたので、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第8条の規定に基づき通知します。

つきましては、同規程第9条に基づく補助金交付誓約書及び必要書類を2020年5月29日までに本財団に提出して下さい。

なお、期日までに同誓約書及び必要書類を提出されない場合は、受諾の意思がないものとして取り扱います。

1. 補助事業名 福祉車両の整備

2. 補助事業者 (福)大東福祉会

3. 補助事業計画

(1) 目 的

福祉車両の整備を行い、もって社会福祉の増進に寄与する。

(2) 内 容

福祉車両の整備

移送車3 [車いす仕様 (リフト式)] 1台

(3) 実施場所

補助金交付誓約書提出時に事前計画/自己評価書に記載すること

4. 補助金の限度額 1,725,000円

5. 事業の完了期限 2021年3月31日

6. 支払方法 支払い申請のあったとき審査し、交付する

7. 交付条件

- (1) 本事業の実施にあたっては、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」（以下「公益規程」という。）、「補助事業実施に関する事務手続要領」及び本決定通知に記載されている諸事項を遵守すること。
なお、補助事業者が、「公益規程」第29条に該当した場合は、補助金の交付の決定を取り消すとともに、第30条により補助金の返還を求めることもある。
- (2) 本補助事業の計画及び方法並びに収支予算を変更しようとする場合は、あらかじめ本財団の承認を得ること。
ただし、当該事業の完了後の決算における節間の支出の過不足を調整するための補助対象経費の流用については、流用額が最終予算額に対して20%以内である場合は、本財団の承認を必要としない。
- (3) 本補助事業により取得した1件50万円以上の物件(以下「補助物件」という。)を本財団が定めた管理期間内（補助事業の完了日の属する年度の終了後5年間）においては、これを補助金交付の目的に反して使用してはならない。また、管理期間中において補助物件を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、若しくは改廃しようとするときは、あらかじめ「取得した物件の処分に関する承認申請書」を提出し、本財団の承認を受けること。
- (4) 補助事業者が法人である場合は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うこと。
- (5) 事業の実施にあたっては、事業等の設定方法や事業評価体制の適正運用に鑑み、次の事項を遵守すること。
 - ① 補助事業である旨の表示
 - ② 補助事業実施内容及び成果の公表
 - ③ 自己評価の実施
- (6) 本事業により、無体財産権を取得したときは、本財団に報告すること。
- (7) 交付決定時に「補助事業審査・評価委員会による主な意見（抜粋）」が付された場合は、今後事業の継続又は縮小等の判断の一要素となるので、その対応にあたっては十分留意すること。